



24人委給第616号

平成24年9月27日

福岡県議会議長 松本國寛 殿

福岡県知事 小川洋 殿

福岡県人事委員会委員長 簗田孝行

福岡県の職員の給与等に関する報告及び勧告について

福岡県人事委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、一般職に属する福岡県の職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。

なお、同法に規定するこの制度の趣旨にかんがみ、この勧告の完全な実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要請します。

別紙第 1

報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与に関する実態、民間の給与、生計費その他の職員の給与決定等に関係のある諸事情について調査し、検討を行ってきたので、その結果を報告する。

1 職員の給与

本委員会は、本年 4 月 1 日現在における職員の給与の実態を把握するため、「平成24年県職員給与等実態調査」を実施したが、その概要は次のとおりである。

(1) 職員の構成

職員には、その従事する職務の種類に応じ、行政職、医療職、研究職、公安職、教育職、任期付職員の 6 種 9 給料表が適用されているが、各給料表の適用職員数は表 1 のとおりであり、昨年と比べ、全職員で 7 人の減となっている。

(参考資料第 1 表)

表 1 給料表別職員数

区 分	適 用 職 員 数
行政職給料表	8,977 人
医療職給料表 (一)	45 人
医療職給料表 (二)	454 人
医療職給料表 (三)	310 人
研究職給料表	333 人
公安職給料表	10,457 人
教育職給料表 (二)	6,555 人
教育職給料表 (三)	21,841 人
特定任期付職員給料表	1 人
合 計 (全職員)	48,973 人

(注) 再任用職員は含まれていない。(以下表 6 まで同じ。)

平均年齢及び平均経験年数は、表 2 のとおり、全職員の平均年齢が43.9歳（昨年44.1歳）、平均経験年数が21.7年（同22.0年）となっている。（参考資料第 1 表）

表 2 職員の年齢及び経験年数

区 分	平均年齢	平均経験年数
全 職 員	43.9歳	21.7年
行政職給料表適用職員	43.1歳	21.3年

男女別構成は図 1、学歴別構成は図 2 のとおりである。（参考資料第 2 表）

図1 職員の男女別構成

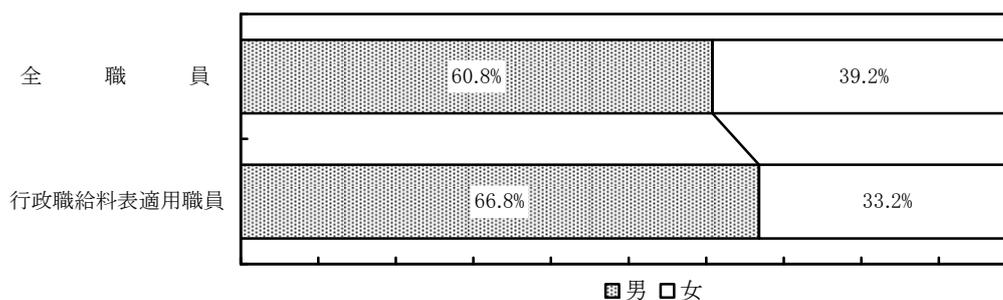
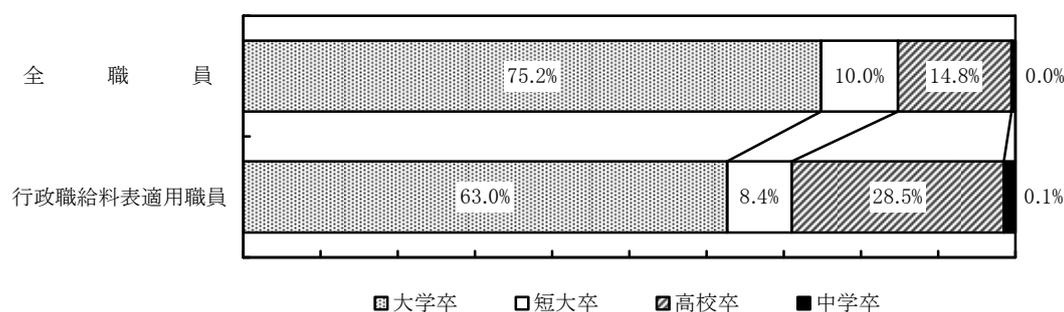


図2 職員の学歴別構成



(2) 平均給与月額

本年 4 月現在における平均給与月額は、表 3 のとおり、全職員平均で419,794 円、行政職給料表適用職員平均で397,819円である。（参考資料第 3 表）

表3 職員の平均給与月額

区 分	給 料 (給料の調整額・ 教職調整額を含む)	扶養手当	地域手当	その他	計
全 職 員	369,257円	10,119円	15,026円	25,392円	419,794円
行政職給料表適用職員	343,791円	9,839円	14,871円	29,318円	397,819円

(3) 扶養手当

扶養手当の支給状況は、表4のとおりである。(参考資料第3表、第5表)

表4 扶養手当の支給状況

受給職員数	受給職員割合	受給職員1人当たり支給額	受給職員1人当たり扶養親族数
24,006人	49.0%	20,644円	2.1人

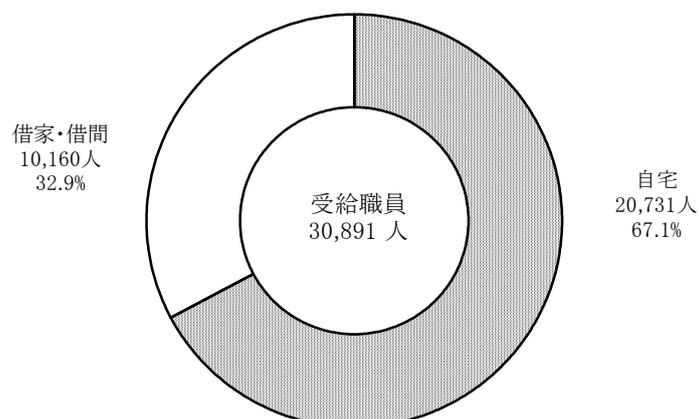
(4) 住居手当

住居手当の支給状況は、表5及び図3のとおりである。(参考資料第3表、第8表)

表5 住居手当の支給状況

受 給 職 員 数	受給職員割合	受給職員1人当たり支給額
30,891人	63.1%	11,428円

図3 住居区分別の住居手当受給職員の状況



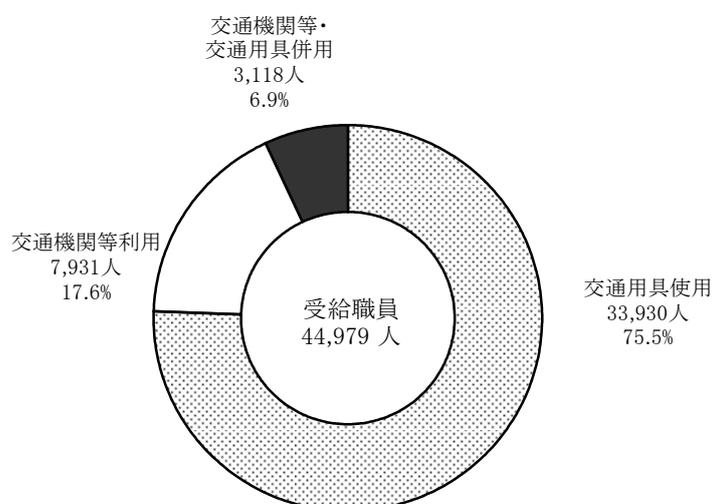
(5) 通勤手当

通勤手当の支給状況は、表 6 及び図 4 のとおりである。(参考資料第 3 表、第 9 表)

表 6 通勤手当の支給状況

受給職員数	受給職員割合	受給職員 1 人当たり支給額
44,979人	91.8%	11,043円

図 4 通勤区分別の通勤手当受給職員の状況



2 民間給与の調査

本委員会は、職員の給与と民間の給与との比較・検討を行うため、人事院、北九州市人事委員会、福岡市人事委員会等と共同して、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所1,878事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した480事業所を対象に、「平成24年職種別民間給与実態調査」を実施し、本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等を詳細に調査するとともに、諸手当の支給状況、特別給の支給状況等について調査を行った。

(参考資料第 1 2 表～第 1 8 表)

このうち、給与改定の状況をみると、表 7 のとおり、係員について、ベースアップを実施した事業所の割合は10.9% (昨年14.7%)、ベースダウンを実施した事業所の割合は1.2% (同0.7%) となっている。

また、表8のとおり、係員について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は92.1%（昨年85.5%）となっている。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は27.2%（昨年26.6%）、減額となっている事業所の割合は7.3%（同8.2%）となっている。

表7 民間における給与改定の状況

(単位:%)

役職段階	項目	ベースアップ	ベースアップ	ベースダウン	ベースアップ
		実施	中止		の慣行なし
係員		10.9	15.9	1.2	72.0
課長級		10.2	13.2	1.3	75.3

(注) ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

表8 民間における定期昇給の実施状況

(単位:%)

役職段階	項目	定期昇給制度あり					定期昇給 制度なし
		定期昇給実施			定期昇給		
		増額	減額	変化なし	停止		
係員	96.6	92.1	27.2	7.3	57.6	4.5	3.4
課長級	89.2	84.1	20.8	6.5	56.8	5.1	10.8

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

次に、雇用調整の実施状況をみると、表9のとおり、平成24年1月以降に雇用調整を実施した事業所の割合は21.1%（昨年17.5%）となっている。雇用調整の措置内容を多い順にみると、採用の停止・抑制（12.0%）、残業の規制（5.0%）、部門の整理閉鎖・部門間の配転（4.9%）、一時帰休・休業（4.4%）となっている。なお、賃金カットを実施した事業所の割合は、2.9%（昨年2.9%）となっ

いる。

表9 民間における雇用調整の実施状況

(単位:%)

項 目	実施事業所割合
採用の停止・抑制	12.0
転 籍	3.1
希望退職者の募集	3.6
正社員 の 解 雇	0.5
部門の整理閉鎖・部門間の配転	4.9
業務の外部委託・一部職種の派遣社員等への転換	1.8
残 業 の 規 制	5.0
一 時 帰 休 ・ 休 業	4.4
ワ ー ク シ ェ ア リ ン グ	0.3
賃 金 カ ッ ト	2.9
計	21.1

(注) 平成24年1月以降の実施状況である。

(複数回答)

3 民間給与との比較

(1) 民間給与との較差

「平成24年県職員給与等実態調査」及び「平成24年職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、公務にあつては行政職、民間にあつてはこれに相当する事務・技術関係職種の職務に従事する者について、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴を同じくすると認められる者同士の給与額を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）したところ、その較差は、表10のとおり、1人当たり平均にして民間の給与が職員の給与を95円（0.02%）下回っていることが明らかとなった。（参考資料第4表、第16表）

表10 職員給与と民間給与との較差

民間の給与 (A)	職員の給与 (B)	較 差 (C) = (A) - (B) $\left(\frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100 \right)$
385,148円	385,243円	△95円 (△0.02%)

(注) 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

(2) 扶養(家族)手当

民間事業所における家族手当の支給状況は表11のとおりであり、その支給額は職員の扶養手当の現行支給額とおおむね均衡している。

表11 民間における家族手当の支給状況

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	13,675円
配偶者と子1人	19,191円
配偶者と子2人	24,434円

(注) 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。
備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については13,000円、配偶者以外については、1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,200円が加算される。

(3) 住居(住宅)手当

民間事業所における住宅手当の支給状況は表12のとおりであり、借家・借間居住者に対する住宅手当の最高支給額は、職員の住居手当の現行最高支給額と比較すると、おおむね均衡している。

また、表13のとおり、住宅手当を支給する事業所のうち、借家・借間居住者に対して住宅手当を支給する事業所の割合は94.4%であり、自宅居住者に対して住宅手当を支給する事業所の割合は73.1%である。

表12 民間における住宅手当の支給状況

支給の有無	事業所割合 (%)
支給	52.9
非支給	47.1
借家・借間居住者に対する住宅手当月額の最高支給額の中位階層	27,000円以上28,000円未満
自宅居住者に対する住宅手当月額の標準支給額の中位階層	9,000円以上10,000円未満

備考 職員の場合、借家・借間に係る住居手当の現行の最高支給額は27,000円であり、自宅居住者に対する住居手当の支給月額は4,500円である。

表13 民間における住宅手当を支給する事業所の支給状況

支給対象	借家・借間居住者	自宅居住者
事業所割合 (%)	94.4	73.1

(注) 住宅手当を支給する事業所を100としたときの割合である。

(4) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所において支払われた特別給は、表14のとおり、所定内給与月額の3.95月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数と均衡している。

表14 民間における特別給の支給状況

平均所定内給与月額	下半期 (A1)	339,108円
	上半期 (A2)	341,408円
特別給の支給額	下半期 (B1)	687,270円
	上半期 (B2)	656,518円
特別給の支給割合	下半期 (B1)/(A1)	2.03月分
	上半期 (B2)/(A2)	1.92月分
	年間	3.95月分

(注) 「下半期」とは平成23年8月から平成24年1月まで、「上半期」とは平成24年2月から7月までの期間をいう。

備考 職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で3.95月である。

4 物価及び生計費

総務省統計局の消費者物価指数は、本年4月において、昨年同月に比べ、全国では0.4%、福岡市では0.6%増加している。(参考資料第20表)

また、本委員会が、同局の家計調査を基礎として算定した本年4月における福岡市の標準生計費は表15のとおりである。(参考資料第19表)

表15 本年4月における福岡市の標準生計費

1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
118,870円	173,240円	196,300円	219,410円	242,490円

5 人事院勧告

人事院は、本年8月8日、国家公務員の給与に関する報告及び勧告を行い、併せて、国家公務員制度改革等に関する報告を行った。

まず、国家公務員の給与に関する報告及び勧告では、民間給与との較差に基づく給与改定について、月例給については、給与改定・臨時特例法に基づく給与減額支給措置による減額前の較差が小さく、当該給与減額支給措置が行われている

ことも勘案して、改定を行わないこととしており、特別給についても、民間の年間支給割合が公務の年間支給月数と均衡し、当該給与減額支給措置が行われていることも勘案して、改定を行わないこととしている。

また、給与制度の改正について、給与構造改革の経過措置の廃止後も50歳台後半層における官民の給与差が相当程度残ることが想定され、世代間の給与配分を適正化する観点から、50歳台後半層における給与水準の上昇をより抑える方向で、昇給・昇格制度を改正することとしている。具体的には、昇給制度については、55歳を超える職員（医療職俸給表(一)等は57歳を超える職員）は、標準の勤務成績では昇給しないこととし（現行は2号俸昇給）、昇格制度については、最高号俸を含む高位の号俸から昇格した場合の俸給月額を増加額を縮減することとしている。

次に、国家公務員制度改革等に関する報告では、国家公務員制度改革について、改革の理念と人事院の認識を示すとともに、国家公務員制度改革についてのこれまでの経緯を振り返り、国家公務員制度改革関連4法案が定める改革案に関し、特に重要と考える論点を改めて提示している。

また、高齢期における職員の雇用問題として、新たな再任用に関する課題と取組について述べるとともに、能力・実績に基づく人事管理の推進や超過勤務の縮減、男性の育児休業取得の促進、配偶者の転勤に伴う離職への対応の検討といった人事行政が直面する課題に対する基本的な認識と取組状況についても言及している。

それぞれの概要は、別記のとおりである。

む す び

職員の給与決定等に関係のある諸情勢については以上述べてきたとおりであり、これらを総合的に勘案すると、本委員会は、職員の給与等について次のとおり改定等を行う必要があると認める。

なお、本年4月の職員の給与と民間の給与との較差が極めて小さいこと、民間の特別給の年間支給割合が職員の期末・勤勉手当の年間支給月数と均衡していること、人事院が俸給表の改定を行わなかったこと等を踏まえ、本年は給与水準の改定を行わないことが適切であると判断する。

1 給与について

(1) 昇給・昇格制度

50歳台後半層の職員の昇給・昇格制度については、本年の人事院勧告において、公務と民間とで昇進管理等の人事運用上の相違から年代別の給与差が一定程度生じるのはやむを得ない面もあるとしつつも、世代間の給与配分を適正化する観点から、早急に改正を行うこととされた。

本県の給料表及び昇給・昇格制度については、現在、国の取扱いに準じているところであり、また、本県の給与水準についても、給与勧告を通じて全体として民間と均衡させているものの、国と同様に50歳台後半層においても上昇していることなどを踏まえると、本県の50歳台後半層の職員の昇給・昇格制度についても、本年の人事院の報告及び勧告の取扱いに準じた見直しが必要であると考える。

そのため、55歳を超える職員（医療職給料表（一）にあつては、57歳を超える職員）の昇給について、標準の勤務成績では昇給しないこととする（現行は2号給の昇給）とともに、特に良好の場合には1号給以上（現行は3号給以上）の昇給に抑制することとする。また、高位の号給からの昇格について、昇格の際の号給設定を現行より下位の号給となるよう人事院規則の改正内容に準じた改正を行うこととする。

(2) 自宅に係る住居手当

自宅に係る住居手当については、平成21年の国の廃止以降、その在り方について検討を行ってきたところであるが、この間の全国の都道府県の状況をみると、廃止済み又は廃止を決定した団体が順次増加し、その数は、本年4月時点で30団体と過半数を占めており、今後も増加していくものと考えられる。

また、自宅居住者に対して住宅手当を支給する県内民間事業所が漸次減少傾向にあり、これらのことなどを総合的に勘案すると、自宅に係る住居手当については、制度として存続させることは困難であり、廃止せざるを得ないものと考ええる。

なお、本県の自宅に係る住居手当の支給状況が廃止前の国の状況とは異なるため、廃止に当たっては、本県の実情を考慮する必要があると考える。

2 勤務環境の整備等について

(1) 時間外勤務の縮減等

時間外勤務の縮減については、職員の健康保持、労働意欲や活力の維持、また、職業生活と家庭生活の両立を支援するという観点からも重要な課題であり、昨年、原因解明と改善の取組や管理監督者による率先垂範した積極的な働きかけについて言及したところである。

任命権者においては、業務の見直し、定時退庁日の徹底などの取組が進められ一定の改善が認められるところであるが、依然として長時間の時間外勤務を行っている部署や職員が一部見受けられる状況にあり、今後とも、時間外勤務縮減に向けた取組を徹底していく必要がある。

特に管理監督者においては、時間外勤務の縮減が自らの重要な責務であることを自覚し、勤務時間管理の徹底などの具体的な取組を率先して進めることが求められる。

また、職員の心身の健康保持や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図るため、管理監督者は休暇を取得しやすい職場環境づくりを更に進めるとともに、年次休暇等の計画的・連続的な使用の促進に努める必要がある。

(2) メンタルヘルス対策等

メンタルヘルス対策については、昨年の報告において予防対策の強化について言及したところであり、予防及び不調者の早期発見と適切な対応が重要である。

任命権者においても管理監督者研修の強化などが進められており、今後は、職場における管理体制をより充実させることが効果的と考えられる。特に管理監督者の果たす役割が重要であり、日頃から職員のストレスの状況の適切な把握に努めるとともに、相談しやすい職場環境づくりなどに努めていくことが必要である。

また、パワーハラスメント対策については、任命権者において防止についての指針が新たに作成されたところであり、この指針に従ってさらにその発生防止に努める必要がある。

(3) 職業生活と家庭生活の両立支援

各任命権者においては「次世代育成支援対策推進法」に基づく特定事業主行動計画（後期計画）を実施中で、知事部局と教育委員会では、男性職員の出産・育児休暇の取得や育児休業の取得率向上、職員（父親）及び上司の育児参加支援プログラムの対象職員全員の作成を目指し、管理監督者への研修や父親となる職員への啓発など取組を進めているが、目標に達していないものがある。

今後とも、育児休暇・休業制度や計画内容の周知徹底に努めるとともに、父親となる男性職員はもとより、管理監督者の意識徹底や職場の支援体制の一層の強化を図っていく必要がある。

3 人事評価制度について

国においては、平成21年4月から新たな人事評価制度が実施されており、評価結果については、人材育成への活用のほか、勤勉手当及び昇給への活用が順次開始され、平成23年度からは、地方出先機関を含む全ての職員まで対象が拡大されている。また、他の都道府県についても、評価結果を勤勉手当や昇給に反映させている団体が多数となっている。

本県（知事部局）での新たな人事評価制度は、段階的な導入を経て、平成21年

度からは全職員を対象に実施されており、これまで、職員の人材育成や、効果的・効率的な行政運営を主眼として、評価方法や手続等の改善が重ねられてきた。評価結果の給与への反映についても、本年3月策定の「福岡県行政改革大綱」の中にも改革事項として掲げられており、その検討が行われている。

複雑化、困難化する行政課題に的確に対応していくためには、職員の士気の向上や組織の活性化を図ることが肝要であり、職員の理解と納得を得ながら、評価結果を給与に適切に反映させる取組を早急に進める必要がある。

4 高齢期の職員の雇用確保について

平成25年度以降、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に引き上げられることに伴い、本年3月、政府は、国家公務員の雇用と年金の接続について、再任用の義務化により対応するとする基本方針を決定した。

本年の人事院報告では、新たな再任用制度の下で、再任用職員にどのような仕事を担当させるか、大幅な増加が見込まれる再任用希望者に見合うポストをどう確保していくか等検討すべき主な課題が示されたところである。

地方公務員についても、国家公務員の基本方針を踏まえた法改正が検討されており、本県においても、国や他の都道府県の動向に留意しながら、平成26年4月には、新たな再任用が円滑に行えるよう適切に対応していく必要がある。また、新たな再任用制度の実施に当たっては、組織活力の維持や職員の能力と経験を活かすための環境整備等について検討を進めていく必要がある。

5 おわりに

人事委員会の給与勧告制度は、県職員の労働基本権制約の代償措置として設けられているものであり、地方公務員法の情勢適応の原則や均衡の原則に則ったものとして、長年、職員の給与決定方式として定着している。

近年、行政需要が増大かつ複雑化する中において、職員にあっては、行政に向けられた県民の期待と信頼に応えるべく、日々職務に精励しているところであるが、社会経済情勢の変化と公務を取り巻く厳しい状況を十分に認識し、常に全体の奉仕者としての強い使命感を持ち、より一層の効率的な業務遂行や県民サービ

スの向上に努める必要がある。

本年は、給与水準の改定は行わないものの、世代間の給与配分の適正化の観点から高齢層の職員の昇給・昇格制度を見直すこととし、また、国や他の都道府県、民間の状況等を総合的に勘案して自宅に係る住居手当の廃止を行うこととしたところであり、これらについては、広く県民の理解が得られるものとする。

議会及び知事におかれては、給与勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

別記

人事院勧告の概要

A 給与勧告

○ 本年の給与勧告のポイント

月例給、ボーナスともに改定なし

- ① 月例給の較差について、給与改定・臨時特例法に基づく給与減額支給措置による減額前の較差を算出し、併せて減額後の較差も算出
以下の諸事情を踏まえ、減額前の較差(△0.07%)に基づく月例給の改定なし
 - ・ 従来、較差が小さく俸給表等の適切な改定が困難な場合には改定を見送っていること
 - ・ 減額後は民間給与を7.67%下回っていること、減額支給措置は民間準拠による改定とは別に未曾有の国難に対処するため、平成25年度末までの間、臨時特例として行われていることを勘案
- ② 公務の期末・勤勉手当(ボーナス)の支給月数は、民間と均衡しており、改定なし
 - ・ 上記給与減額支給措置が行われていることを勘案

50歳台後半層における給与水準の上昇を抑制するため、昇給・昇格制度を見直し

- ① 55歳を超える職員は、標準の勤務成績では昇給停止(給与法改正)
- ② 高位の号俸から昇格した場合の俸給月額増加額を縮減(人事院規則改正)

I 給与勧告の基本的考え方

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な報告・勧告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との較差に基づく給与改定

約11,100民間事業所の約47万人の個人別給与を実地調査(完了率90.6%)

〈月例給〉 公務と民間の4月分給与を調査(ベア中止、賃金カット等を実施した企業の状況も反映)し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢の同じ者同士を比較

月例給の較差について、給与改定・臨時特例法に基づく給与減額支給措置による減額前の較差を算出し、併せて減額後の較差も算出

- 月例給の較差(給与減額支給措置による減額前) △273円 △0.07%
(給与減額支給措置による減額後) 28,610円 7.67%

〔 行政職俸給表(一)…現行給与(減額前) 401,789円 平均年齢42.8歳
(減額後) 372,906円 〕

- 以下の諸事情を踏まえ、月例給の改定は行わない
 - ・ 従来、官民較差が小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定を行うことが困難な場合には、月例給の改定を見送っていること
 - ・ 給与減額支給措置による減額後は、公務が民間を7.67%下回っていること、この措置は民間準拠による水準改定とは別に未曾有の国難に対処するため、来年度末までの間、臨時特例として行われているものであることを勘案

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

- 公務の支給月数（現行3.95月）は、民間の支給割合（3.94月）と均衡しており、改定は行わない
 - ・ ボーナスの改定は従来より0.05月単位で実施
 - ・ 給与減額支給措置が行われていることを勘案

Ⅲ 給与制度の改正等

○ 昇給・昇格制度の改正（平成25年1月1日実施）

- ・ 給与構造改革の経過措置の廃止後も50歳台後半層における官民の給与差は相当程度残ることが想定。世代間の給与配分を適正化する観点から、50歳台後半層における給与水準の上昇をより抑える方向で、昇給・昇格制度を改正
- ・ 昇給制度については、給与法を改正し、55歳を超える職員（行政職俸給表(二)、医療職俸給表(一)は57歳を超える職員）は、標準の勤務成績では昇給しないこととし（現行は2号俸昇給）、特に良好の場合には1号俸（現行は3号俸）、極めて良好の場合には2号俸以上（現行は4号俸以上）の昇給に、それぞれ抑制
- ・ 昇格制度については、人事院規則を改正し、最高号俸を含む高位の号俸から昇格した場合の俸給月額増加額を縮減
- ・ 今後とも、民間賃金の動向を踏まえ、毎年の給与改定における措置等、必要な対応について検討

○ 給与構造改革の経過措置の解消に伴う対応

- ・ 給与改定・臨時特例法に基づく平成25年4月1日の昇給回復は、同日において31歳以上38歳未満の職員を対象とし、昇給抑制を受けた回数等を考慮し、最大1号俸上位の号俸に調整

○ 地域間給与配分の検証

- ・ 地域別の民間給与との較差と全国の較差との率の差は、本年までに2ポイント台前半に収れん。地域別の較差は縮小し安定的に推移しており、地域の国家公務員給与に地域手当の異動保障等の額も反映されていることを考慮すれば、地域間給与配分の見直しは所期の目的を達成したものと評価
- ・ 今後とも、適正な給与配分を確保する観点から、各地域の官民給与の動向等について注視

○ 産業構造、組織形態の変化等への対応

- ・ 現在調査対象としていない産業における事務・技術関係職種の状況を把握した上で、調査の信頼性を保ちつつ、調査対象とすることが可能な産業を平成25年調査から追加
- ・ 民間企業における組織のフラット化等への対応について、来年度から措置することを念頭に、有識者等の意見も聴取しつつ、調査対象職種の拡大や官民の給与比較の際の職種の対応関係の在り方等について検討

B 国家公務員制度改革等に関する報告

I 国家公務員制度改革についての基本認識

1 国家公務員制度改革の理念と本院の認識

改革に当たっては、公務員を国民全体の奉仕者と位置付けている憲法の基本理念の下で国家公務員法において定められている成績主義等の基本原則を踏まえ、現行制度の問題点を明確にし、それに的確に対応した実効性のある改革案を検討し、あわせて国民にもたらす利害得失も検証することが重要

2 国家公務員制度改革の経緯

国家公務員制度改革関連4法案の提出に至る一連の過程において、必ずしも国民的な議論が行われたとはいえない状況にあり、今後、国会等の場において十分な議論が尽くされることが必要

3 国家公務員制度改革関連4法案の論点

(1) 協約締結権付与に関する論点

- ・ 公務の労使交渉においては給与決定に市場の抑制力が働かないこと

公務員は、民間企業の労働者のように利潤の分配を求める立場になく、倒産の懸念がない公務の労使交渉においては、市場の抑制力という給与決定上の制約が存しないため、民間の労使交渉のような自主的な決着を期することは難しい

- ・ 国会の民主的コントロールの下での使用者側の当事者能力には限界があること

国会が給与を最終決定する下では、使用者である大臣等も給与決定について最終決定権を持つ交渉当事者とはならず、市場の抑制力という制約が存しないことから、自主的な決着に至らず仲裁への移行が常態化する懸念がある

- ・ 労働組合の代表性をいかに確保するかを整理する必要があること

職員団体に加入している者の割合が全体で約4割と半数以下となっている現状を踏まえれば、労働組合の交渉当事者としての代表性をいかにして確保するかが新たな労使関係制度を措置する上で、議論を尽くしておくべき重要な前提

(2) 人事行政の公正の確保に関する論点

人事行政の公正を確保する機能を制度的に確保するため、特に次の点に留意が必要

- ・ 採用試験及び研修の公正な実施の確保

採用試験の出題や合否判定等については、組織的に一定の独立性を有する第三者機関が行うことが必要。研修講師の選任、カリキュラム作成等については、中央研修機関に自律性の付与が必要

- ・ 幹部職員人事の公正確保

幹部職員の適格性審査に第三者機関が適切かつ実効的に関与することが必要。また、幹部職間の転任には、適性の厳正な検証や異動の合理性・納得性を高めるための措置が必要

II 高齢期における職員の雇用問題

年金の支給開始年齢の段階的引上げに伴い、雇用と年金の接続が官民共通の課題。本格的な少子高齢社会を迎える中で、高齢者の知識と経験を活用するための就労環境の整備を図ることが国の課題

[新たな再任用に関する課題と取組]

- ・ 新たな再任用制度の下、①再任用職員にどのような仕事を担当させるか、②管理職の能力と経験を公務内外でどう活用していくか、③大幅な増加が見込まれる再任用希望者に見合うポストをどう確保していくかが課題
- ・ 新たな再任用を円滑に行うため、行政事務の執行体制及び人事管理全体の見直し、専門スタッフ職の整備、人事交流機会の拡充、早期退職の支援、定員上の取扱いの検討等について、各府省及び政府全体で取組を加速すべき
- ・ 各府省において想定される再任用職員の職務や働き方等を踏まえ、必要な給与上の措置について検討し適切に対応
- ・ 再任用に関する希望の聴取等の手続を適切に定めるとともに、不服への対応方策等を検討することが必要
- ・ 平成 26 年度からの再任用の運用状況を随時検証しながら、本院が意見の申出（平成 23 年 9 月）で示した定年の引上げを含め、雇用と年金の接続の在り方について再検討がなされる必要

III 人事行政上の諸課題への取組

1 能力・実績に基づく人事管理の推進

- ・ **人事評価の適正な実施及びその活用**
人事評価は人事配置や育成などの人事管理の基礎であり、各府省において適正に実施される必要。評価結果の任免、給与等への適切な活用が図られるよう必要な指導や支援を実施
- ・ **幹部人材育成・研修の在り方**
幹部要員を育成する研修について、その内容を更に充実させるべく取り組むとともに、採用試験の再編の趣旨を踏まえ、研修体系の在り方を検討
- ・ **専門家の計画的育成**
職員の意向を踏まえた計画的な人事配置等によりキャリアパスの多様化に取り組む必要。専門家としての適性を有する者については、それぞれの分野で長期的に育成していく途を設けることが重要

2 職員の勤務環境の整備

- ・ **超過勤務の縮減**
各府省において勤務時間管理の徹底などの取組を進めることが最も重要。国会関係業務などは関係各方面の理解と協力を得ながら改善。超過勤務手当については、必要に応じた予算の確保が必要
- ・ **男性の育児休業取得の促進**
男性職員が育児休業を取得しやすい職場環境の整備が重要。制度の周知を更に図るとともに、各府省が取り組むべき事項について、助言・指導等の必要な支援を実施
- ・ **配偶者の転勤に伴う離職への対応の検討**
配偶者の転勤に伴う離職への対応について、各府省における人事管理や公務運営への影響等の検証等を行いながら、検討

別紙第2

勸 告

次の事項を実現するため、福岡県職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第41号）、福岡県警察職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第50号）及び福岡県公立学校職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第51号）を改正することを勧告する。

1 改定の内容

(1) 昇給制度

55歳（医療職給料表(一)の適用を受ける職員にあつては、57歳）を超える職員の昇給について、標準の勤務成績では昇給しないこととし、昇給させる場合の昇給の号給数は、人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

(2) 住居手当

自らの所有に係る住宅に居住する職員に対する住居手当は、本県の実情を考慮した上で廃止すること。

2 改定の実施時期

この改定は、平成25年4月1日から実施すること。

参 考 资 料

参 考 資 料 目 次

1 職員給与関係資料

平成24年県職員給与等実態調査の概要	(1)
第1表 職員の給料表別人員、平均年齢、平均経験年数	(2)
第2表 職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比	(3)
第3表 職員の給料表別平均給与月額	(4)
第4表 民間給与との比較を行う職員の平均給与月額	(6)
第5表 職員の扶養手当の支給状況	(6)
第6表 職員の管理職手当の支給状況	(6)
第7表 職員の地域手当の支給状況	(7)
第8表 職員の住居手当の支給状況	(7)
第9表 職員の通勤手当の支給状況	(7)
第10表 職員の給料表別、職務の級別、号給別人員	(8)
第11表 職員と国家公務員の給与比較	(25)

2 民間給与関係資料

平成24年職種別民間給与実態調査の概要	(26)
第12表 産業別、企業規模別調査事業所数	(28)
第13表 民間における初任給の改定状況	(29)
第14表 民間における定期昇給制度の状況	(30)
第15表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	(31)
第16表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	(32)
第17表 民間における冬季賞与の配分状況	(41)
第18表 民間における賃金カット等の実施状況	(41)

3 生計費関係資料

平成24年4月の標準生計費算定方法	(42)
第19表 福岡市における費目別、世帯人員別標準生計費	(43)

4 労働経済関係資料

第20表 労働経済指標	(44)
-------------	------

1 職員給与関係資料

平成24年県職員給与等実態調査の概要

今回の報告の基礎となった県職員給与等実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与検討の資料とするため、平成24年4月における職員の給与等の実態を調査したものである。

2 調査対象

平成24年4月1日に在職する職員で、福岡県職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第41号）、福岡県警察職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第50号）、福岡県公立学校職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第51号）、福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年福岡県条例第76号）及び福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年福岡県条例第57号）の適用を受ける職員

3 調査事項

学歴、年齢、性別、経験年数、適用給料表、職務の級、号給、職名、給料月額、給料の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当及びその他の手当等

第1表 職員の給料表別人員、平均年齢、平均経験年数

区分 給料表	適用人員	平均年齢	平均経験年数
全給料表	(48,980) 48,973 人	(44.1) 43.9 歳	(22.0) 21.7 年
行政職給料表	(8,981) 8,977	(43.3) 43.1	(21.5) 21.3
医療職給料表(一)	(47) 45	(44.7) 45.8	(20.4) 21.1
医療職給料表(二)	(490) 454	(44.0) 44.4	(21.2) 21.5
医療職給料表(三)	(375) 310	(47.2) 46.8	(25.3) 24.7
研究職給料表	(332) 333	(42.3) 42.5	(19.2) 19.4
公安職給料表	(10,409) 10,457	(38.9) 38.5	(17.7) 17.3
教育職給料表(二)	(6,578) 6,555	(47.4) 47.3	(24.8) 24.7
教育職給料表(三)	(21,767) 21,841	(45.9) 45.7	(23.3) 23.1
特定任期付職員給料表	(1) 1	(64.1) 65.1	(44.5) 45.5

(注) 1 ()内は、平成23年の数値である。

2 再任用職員は含まれていない。以下、第9表まで同じ。

第2表 職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比

区分 給料表	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
全給料表	(74.7) 75.2	(10.1) 10.0	(15.2) 14.8	(0.0) 0.0	(61.2) 60.8	(38.8) 39.2
行政職給料表	(63.0) 63.0	(8.0) 8.4	(28.9) 28.5	(0.1) 0.1	(67.8) 66.8	(32.2) 33.2
医療職給料表(一)	(100.0) 100.0	(-) -	(-) -	(-) -	(72.3) 73.3	(27.7) 26.7
医療職給料表(二)	(75.7) 76.2	(24.3) 23.8	(-) -	(-) -	(49.4) 50.9	(50.6) 49.1
医療職給料表(三)	(42.4) 50.6	(41.1) 36.5	(16.5) 12.9	(-) -	(4.0) 2.3	(96.0) 97.7
研究職給料表	(98.8) 98.8	(0.9) 0.9	(0.3) 0.3	(-) -	(86.4) 86.8	(13.6) 13.2
公安職給料表	(51.3) 52.6	(3.7) 3.7	(45.0) 43.7	(0.0) 0.0	(94.6) 94.3	(5.4) 5.7
教育職給料表(二)	(93.1) 93.5	(5.4) 5.3	(1.5) 1.2	(-) -	(60.3) 59.6	(39.7) 40.4
教育職給料表(三)	(85.3) 85.5	(14.7) 14.5	(-) -	(-) -	(43.7) 43.3	(56.3) 56.7
特定任期付職員給料表	(100.0) 100.0	(-) -	(-) -	(-) -	(100.0) 100.0	(-) -

(注) ()内は、平成23年の数値である。

第3表 職員の給料表別平均給与月額

給与種目 給料表	適用人員	給料月額	給料の調整額		教職調整額		扶養手当		地域手当	初任給調整手当		住居
		平均額	受給職員数	平均額	受給職員数	平均額	受給職員数	平均額	受給職員数	平均額	受給職員数	
全給料表	48,973	360,283	4,045 (14,304)	1,181	25,654 (14,876)	7,793	24,006 (20,644)	10,119	15,026	80 (90,339)	148	30,891
行政職給料表	8,977	343,183	317 (17,205)	608	—	—	4,358 (20,268)	9,839	14,871	—	—	6,010
医療職給料表(一)	45	496,762	5 (21,420)	2,380	—	—	26 (19,592)	11,320	83,859	44 (151,161)	147,802	34
医療職給料表(二)	454	357,785	120 (19,050)	5,035	—	—	194 (19,353)	8,270	14,025	36 (16,000)	1,269	288
医療職給料表(三)	310	370,455	37 (17,765)	2,120	—	—	70 (17,201)	3,884	13,787	—	—	114
研究職給料表	333	396,109	10 (11,390)	342	—	—	222 (21,358)	14,239	15,291	—	—	262
公安職給料表	10,457	320,385	33 (21,048)	66	—	—	6,773 (21,738)	14,080	13,595	—	—	7,382
教育職給料表(二)	6,555	395,247	2,086 (13,725)	4,368	6,146 (15,613)	14,639	3,449 (21,208)	11,159	16,290	—	—	4,503
教育職給料表(三)	21,841	374,988	1,437 (13,860)	912	19,508 (14,644)	13,080	8,914 (19,818)	8,088	15,287	—	—	12,298
特定任期付職員給料表	1	617,000	—	—	—	—	—	—	21,595	—	—	—

(注) 平均額の欄中、()内は受給職員の平均額を示す。

手当	通勤手当		単身赴任手当		管理職手当		義務教育等教員特別手当		へき地手当、特勤手当		産業教育手当、定時制通信教育手当		合計
	受給職員数	平均額	受給職員数	平均額	受給職員数	平均額	受給職員数	平均額	受給職員数	平均額	受給職員数	平均額	
円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	円
7,208 (11,428)	44,979	10,142 (11,043)	233	129 (27,159)	3,316	3,930 (58,040)	28,247	3,469 (6,014)	265	101 (18,593)	677	265 (19,178)	419,794
8,322 (12,430)	8,466	15,471 (16,405)	27	153 (51,037)	631	5,339 (75,962)	—	—	20	33 (14,641)	—	—	397,819
8,914 (11,797)	38	25,096 (29,719)	—	—	19	48,600 (115,105)	—	—	—	—	—	—	824,733
7,492 (11,810)	439	18,985 (19,633)	—	—	17	2,863 (76,465)	—	—	2	16 (3,704)	—	—	415,740
4,864 (13,225)	298	15,556 (16,182)	1	203 (63,000)	1	162 (50,200)	—	—	—	—	—	—	411,031
9,584 (12,181)	319	18,455 (19,265)	—	—	11	3,107 (94,066)	—	—	—	—	—	—	457,127
8,475 (12,005)	8,804	10,179 (12,090)	186	425 (23,925)	101	971 (100,549)	—	—	9	10 (11,343)	—	—	368,186
6,998 (10,187)	6,176	10,764 (11,425)	1	3 (23,000)	351	3,007 (56,156)	6,532	5,963 (5,984)	—	—	677	1,981 (19,178)	470,419
6,196 (11,004)	20,438	7,330 (7,833)	18	19 (23,000)	2,185	5,041 (50,385)	21,715	5,988 (6,023)	234	207 (19,337)	—	—	437,136
—	1	13,200 (13,200)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	651,795

第4表 民間給与との比較を行う職員の平均給与月額

給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当	その他	合計
円	円	円	円	円	円	円
346,078	10,055	14,976	8,417	5,611	106	385,243

(注) 1 民間給与との比較を行う職員は、行政職給料表適用職員のうち、福祉職及び海事職の職員、本年度の新規学卒の採用者等を除く職員である(職員数 8,399名 平均年齢 43.5歳 平均経験年数 21.7年)。
 2 給料には、給料の調整額を含む。
 3 その他は、単身赴任手当及びへき地手当である。

第5表 職員の扶養手当の支給状況

区分 扶養親族数	受給職員数	扶養親族である配偶者	扶養親族である子	配偶者、子以外の扶養親族	特定期間(16~22歳)の子
1人	7,952人	3,829人	3,464人	659人	1,846人
2人	7,892	3,746	11,460	578	4,982
3人	5,944	4,490	12,990	352	4,453
4人	1,920	1,708	5,675	297	1,636
5人	264	235	944	141	287
6人以上	34	33	157	27	37
合計	24,006	14,041	34,690	2,054	13,241

(注) 1 この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。
 2 受給職員1人当たりの平均扶養親族数は、2.1人である。

第6表 職員の管理職手当の支給状況

区分 機関等	1種	2種	3種	4種	5種	6種	受給職員計	受給職員1人 当たり支給額
本庁・出先機関 (公立学校除く)	本庁の部長	本庁の次長	本庁の課長	本庁の副課長	出先の副所長			
公立学校					校長	副校長 教頭 事務長		
受給職員数	36人	105人	291人	167人	1,293人	1,424人		

第7表 職員の地域手当の支給状況

支給地域 区分	計	東京都		大阪市	名古屋市	福岡市	福岡市を除く福岡県内の地域
		特別区	府中市				
人員 (構成比)	48,973 (100.0%)	34 (0.1%)	1 (0.0%)	6 (0.0%)	2 (0.0%)	15,981 (32.6%)	32,949 (67.3%)
職員1人 当たり 支給額	15,026 円	58,889 円	44,076 円	57,314 円	42,666 円	17,681 円	13,683 円

第8表 職員の住居手当の支給状況

その1 住居区分別人員

区分 受給職員数	借家・借間における家賃等の額				自宅
	23,000円まで	23,000円を超え 55,000円まで	55,000円を 超えるもの	小計	
	30,891 人	20 人	3,914 人	6,226 人	
100.0 %	0.1 %	12.7 %	20.1 %	32.9 %	67.1 %

その2 単身赴任手当受給職員の配偶者等の住居手当の支給状況(その1の内数)

区分 受給職員数	配偶者等の居住する借家・借間	配偶者等の居住する自宅
211 人	17 人	194 人

第9表 職員の通勤手当の支給状況

区分 受給職員数	交通機関等	交通用具	交通機関等 ・交通用具
	利用者	利用者	併用者
44,979 人	7,931 人	33,930 人	3,118 人
100.0 %	17.6 %	75.5 %	6.9 %

第10表 職員の給料表別、職務の級別、号給別人員

その1 行政職給料表適用職員

号給 \ 級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1										
2										1
3										5
4										
5		62				1				
6		11								
7		38								4
8		16								
9	12	62	2							1
10	8	23		1						
11	16	27								
12	1	25	1							
13	18	48	19					1		1
14	10	17	16							
15	14	29	14					1		
16	1	17	25	1					3	
17	25	19	63						5	
18	13	7	30					1	2	
19	24	9	19						2	
20	5	7	24						2	
21	17	45	42						2	
22	12	22	31	3			1			
23	1	29	34	3		1				
24	2	21	38	2						
25	13	41	50	3						
26	4	22	39	1			1			
27	35	18	20	3						
28	27	43	33	2			1			
29	71	6	58	3				1		
30	11	3	41	7				3		
31	69	1	41	8		1	1	6		
32	31	2	32	11		1		5		
33	65	2	83	17				5		
34	26	2	38	16				6		
35	49	1	47	18				6		
36	30		42	16			6	9		
37	19	1	104	42			4	8		
38	15		42	35			18	9		
39	6		26	48			18	11		
40	3		46	37			24	2		
41		1	41	56	2		38	1		
42	1		40	49	1		36	1		
43			53	73			62	3		
44			52	58		1	27			
45			52	73	1		35	3		
46			32	28		1	23			
47			58	10		2	29			
48			23	10	1		34			
49			47	61		2	23			
50			13	46		1	10			
51			49	60		4	15			
52			23	39		6	20			
53			16	59	1	3	13			
54			10	71		7	11			
55			4	54		10	8			
56			9	90	1	8	8			
57			8	44	2	17	4			
58			8	81	1	12	4			
59			1	70	1	19	7			
60			9	78	8	15	2			
61			3	53	1	13	27			
62			4	81	1	18				
63			6	72	5	24				
64			8	73	4	20				

号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
級	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
65			2	60	1	38				
66			4	58	3	45				
67			4	76	10	47				
68			4	96		54				
69				49	6	62				
70			6	60	20	56				
71			5	55	7	61				
72			5	81	2	64				
73			6	50	22	35				
74			2	41	4	63				
75			1	61	4	101				
76			3	69	11	66				
77			2	50	9	314				
78			1	62	6					
79			2	66	13					
80			3	33	7					
81			4	75	33					
82			3	46	39					
83				61	41					
84				48	34					
85			1	36	19					
86			3	39	35					
87				54	17					
88			4	50	20					
89			1	25	33					
90				31	21					
91			2	14	24					
92			1	17	31					
93			1	9	269					
94			1	21						
95			1	17						
96			1	21						
97			2	25						
98			1	16						
99				15						
100				13						
101			1	8						
102				8						
103				8						
104			2	2						
105			1	11						
106			1							
107			1							
108			1							
109										
110										
111			1							
112										
113			8							
114										
115										
116										
117										
118										
119										
120										
121										
122										
123										
124										
125										
計	654	677	1,761	3,303	771	1,193	510	82	14	12

適用職員数	8,977人
-------	--------

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員0の号給は空欄とした。以下本表の各表について同じ。

その2 医療職給料表(一)適用職員

級 号 給	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15	2			
16				
17				
18				
19	3	1		
20				
21				
22			1	
23			1	
24				
25				
26			2	
27	1			
28				
29				
30		1		
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				1
38				
39			2	
40				1
41				1
42				1
43			1	1
44				
45				2
46				
47			2	1
48				
49			2	2
50				
51				1
52				
53				
54				
55				
56				1

級 号 給	1	2	3	4
57				1
58			1	
59				
60			1	
61				1
62			1	
63			1	
64				
65				6
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89			2	
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計	6	2	17	20

適用職員数	45人
-------	-----

その3 医療職給料表(二)適用職員

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
1								
2								
3								
4								
5		7						
6		1						
7								
8								
9		7						
10								
11		1						
12								
13		3						
14								
15		2						
16								1
17		7	1					1
18		2	1					
19		2						1
20								
21		4	1					
22								
23		4	2					
24		1						
25			1					
26			1	1				
27			2					
28				1				
29		5	2	1				
30			1	2				
31		3	2	7	1			
32					1			
33			2	1			1	
34				5	1		3	
35		1	3	7	2			
36		1	2	2	2		2	
37			3	1	1		3	
38				1	6		2	
39		2		11	4		1	
40			2	4	3		1	
41			1	1	3		2	
42				1	4			
43				5	4			
44				2				
45				1	3		1	
46				1	1	3	3	
47				1	7			
48					2	1		
49					7	2		
50				1		1	1	
51					2	4	1	
52					1	1		
53					4			
54					2	1		
55					6			
56				1	3	1		

給 級 号	1	2	3	4	5	6	7	8
57	人	人	人	人	人	人	人	人
58				1	6	1		
59				1	2	4		
60					2	8		
61					1	1		
62					5	2		
63					7	1		
64					5	13		
65					6	13		
66					6	13		
67					2	7		
68					5	2		
69					3	41		
70					9			
71					6			
72					3			
73					2			
74					1			
75					3			
76								
77					7			
78					1			
79								
80					1			
81					1			
82					2			
83					4			
84					1			
85					4			
86								
87								
88								
89								
90								
91								
92								
93								
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
計	0	53	27	60	165	125	21	3

適用職員数	454人
-------	------

その4 医療職給料表(三)適用職員

号 給	級					
	1	2	3	4	5	6
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15			1			
16						
17						
18						
19		1				
20						
21		1				
22						
23					1	
24		1				
25			1		1	
26		1			2	
27						
28					1	
29					4	
30			3		1	
31		1	4		1	
32			1			
33			2		4	
34		1	3			
35			2		1	
36						
37			1		1	
38			1		3	1
39			1		2	1
40						
41		1	2			
42						
43			4			1
44			1			
45			1			
46			1			2
47			2		1	1
48			1		1	
49			3		2	
50						2
51			1			2
52					1	1
53					2	5
54			2		1	
55			3		3	
56						5
57			1		5	
58						2
59						2
60			1			2
61						1
62					1	1
63			1		2	3
64						2
65					4	1
66					1	3
67					1	3
68					1	2
69					3	
70						
71						
72					1	
73					2	1
74						1
75			1		1	1
76					1	
77						2
78						1
79					2	
80						
81						4
82						
83					1	2
84					1	6

給 号	級					
	1	2	3	4	5	6
	人	人	人	人	人	人
85						
86						
87					4	
88					4	
89					4	
90					2	
91					2	
92					1	
93					3	
94				1	2	
95					3	
96					8	
97					2	
98					3	
99					5	
100						
101				1	17	
102						
103				1		
104						
105						
106						
107						
108						
109				3		
110						
111						
112						
113				33		
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
154						
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
166						
167						
168						
169						
計	0	7	45	97	126	35

適用職員数	310人
-------	------

その5 研究職給料表適用職員

級 号 給	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9		1			
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17		3	2		
18			4		
19					
20			2		
21		4	1		
22		1	3		
23			1		
24			2		
25		3	5		
26			4		
27					
28			2		
29		1	3		
30		1	2		
31		1	2		
32			3		
33		6	3	2	
34			2	7	
35		1	7	3	
36			2	1	4
37		8	2	1	
38			1	10	2
39			4	3	2
40		1	2	1	13
41		4		4	
42		1	2	4	3
43			8	6	9
44			2	3	4
45		6		3	3
46			1	4	2
47		1	3	5	2
48		2	2	4	1
49			1	9	1
50				12	3
51			3	1	
52		1		3	
53				5	2
54					
55				4	1
56				5	1
57				4	
58				3	
59				1	1
60				9	
61				1	
62				5	
63				4	
64				4	

給 号	級	1	2	3	4	5
65					2	
66					5	
67					2	
68					2	
69					5	
70					2	
71						
72					2	
73					1	
74						
75						
76						
77						
78						
79						
80						
81						
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
計		0	46	81	152	54

適用職員数	333人
-------	------

その6 公安職給料表適用職員

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7							1		
8									
9	3								
10	14						1		
11	66								
12	12								
13	12								
14	9								
15	9								
16	2								
17	56								
18	10								
19	9								
20	23			2					
21	39			1					
22	17								
23	24	2							
24	41			1					
25	186	15							
26	54	25		1					
27	25	92							
28	55	35							
29	59	58							
30	35	57			1				1
31	126	107			2				
32	61	43		18	2				
33	79	93		13	4				
34	26	65		24	5				
35	24	151	2	14	3				
36	27	67	3	24	4				
37	44	109	89	13	1				
38	11	93	52	21	3		1		
39	12	106	23	18	4				6
40	21	82	51	19	2				
41	7	137	49	37	5	5			14
42	2	79	85	27	5	1			
43	1	117	55	20	2	4			8
44	1	95	60	16	3	4			
45	3	127	62	31	8	2			48
46	1	102	72	26	16	2			
47	3	126	45	19	12	2	1		
48	2	101	65	39	11	4			
49		41	68	32	13	2			
50	1	69	75	52	10	2	1		
51	1	56	66	59	14	3			
52		50	72	46	7	1	1		
53		35	56	51	9	2	3		
54		50	49	52	10	4	4	1	
55		43	56	53	11	3	2		
56		46	37	51	11		1	2	
57	1	45	49	47	12	1	6	1	
58		31	67	35	4	2	3	1	
59		39	27	56	10	3		3	
60		33	29	38	6	3	7	2	
61			39	51	10	2		141	
62			31	50	7		5		
63		1	32	42	6	4	6		
64			26	43	16	3	4		
65			6	30	10	8	9		
66			8	34	15	9	15		
67			4	35	14	3	8		
68			6	36	27	4	6		
69			7	25	22	6	7		
70			7	14	23	6	9		
71			10	29	18	6	16		
72			6	19	25	3	8		

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
73			4	16	17	7	22		
74			6	8	10	7	12		
75				16	16	5	12		
76			3	22	20	5	1		
77			3	12	26	13	63		
78			4	9	22	7			
79			3	16	23	7			
80			4	18	18	7			
81			3	13	18	8			
82			4	15	22	14			
83			5	20	27	10			
84			3	15	37	8			
85			2	18	32	7			
86				19	44	11			
87			2	10	42	7			
88				13	42	11			
89			1	10	43	146			
90			2	16	49				
91				22	62				
92			3	19	40				
93			3	13	54				
94			1	16	41				
95			1	13	46				
96			1	16	26				
97				13	229				
98				16					
99			3	14					
100				8					
101				16					
102			1	18					
103				28					
104			2	30					
105				38					
106				35					
107				43					
108				32					
109				33					
110			1	28					
111			1	27					
112				33					
113				28					
114			1	36					
115			1	40					
116			2	26					
117				29					
118				31					
119				25					
120				34					
121				31					
122				35					
123				17					
124				32					
125				16					
126			1	26					
127				26					
128			1	19					
129			1	11					
130			1	14					
131			2	11					
132			2	11					
133			2	13					
134				12					
135			1	12					
136			1	7					
137			2	47					
138									
139									
140									
141			4						
142									
143									
144									
145									
計	1,214	2,623	1,637	2,727	1,409	384	235	151	77

適用職員数	10,457人
-------	---------

その7 教育職給料表(二)適用職員

号 給	級	1	2	特2	3	4
1						
2						
3						
4						
5			22			
6						
7			2			
8						
9			8			
10						
11			3			
12			2			
13			12			
14			2			
15			6			
16			3			
17			18			
18						
19	1		9			
20			8			
21			31			
22			2			1
23			10			
24			5			
25			23			
26			2			
27			14			
28			3			
29			33			
30			3			
31	2		14			1
32			7			1
33			32			6
34			4			3
35			18			4
36			8			5
37			36			5
38			5			6
39			14			10
40			14			11
41			27			12
42			7			6
43	1		16			10
44			10			7
45	2		32			63
46			11			
47			11			
48			20			
49			27	1		
50			15			
51	1		17		1	
52			8			
53			26		2	
54			17		7	
55			24		2	
56			17		2	
57	2		31	1	5	
58			23		9	
59	2		36	1	7	
60			22		16	
61	1		39		8	
62	1		34		14	
63	1		42	1	9	
64			13	1	8	
65	1		32		6	
66			22		10	
67			45	2	9	
68			24	3	7	
69	1		41	2	8	
70	2		33		7	
71			50		7	
72			23	2	9	
73	3		58	2	5	
74			15	3	9	
75	1		50	6	4	
76	1		21	5	7	
77	1		73	2	6	
78			25	9	14	
79	2		62	3	5	
80			18	7	4	
81	1		57	5	5	
82			41	5	5	
83	2		58	2	7	
84	1		29	21	4	
85	1		72	2	16	
86	1		35			
87	1		61	9		
88			30	16		

級 号 給	1	2	特2	3	4
89	3	35	15		
90	1	45	6		
91	3	38	9		
92	2	33	11		
93	1	55	13		
94	1	36	7		
95	2	44	10		
96	1	58	7		
97	3	53	7		
98	2	54	8		
99	3	51	5		
100	2	71	8		
101	1	48	1		
102		88	4		
103	1	61	3		
104	2	74	1		
105		78	3		
106	1	109	3		
107		42	1		
108	2	131			
109	2	43	2		
110	2	19			
111		32			
112	1	74			
113		117			
114		48			
115		82			
116	1	111			
117	1	55			
118	1	55			
119		135			
120	2	74			
121	2	66			
122	1	126			
123		79			
124		55			
125	2	91			
126		41			
127		51			
128		72			
129		30			
130		45			
131		47			
132		98			
133		64			
134	1	79			
135		96			
136		85			
137		83			
138		78			
139		90			
140		98			
141		72			
142		76			
143		74			
144	1	58			
145		46			
146		28			
147		21			
148		23			
149		48			
150					
151					
152					
153					
154					
155					
156					
157					
158					
159					
160					
161					
162					
163					
164					
165					
166					
167					
168					
169					
170					
171					
172	1				
173	1				
174					
175					
176					
177					
計	83	5,842	235	244	151

適用職員数	6,555人
-------	--------

その8 教育職給料表(三)適用職員

号 給	級	1	2	特2	3	4
		人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9			1			
10						
11						1
12						
13						
14						
15			1			
16						2
17			193			1
18						
19			28			
20			11			1
21			182			
22			2			
23			63			4
24			18			6
25			166			2
26			15			3
27			80			10
28			33			6
29			181			22
30			26			30
31			80			31
32			35			49
33			187			65
34			26			41
35			93			35
36			34			53
37			156			53
38			37			58
39			95	1		67
40			49			40
41			198			36
42			30			49
43			82			32
44			69			40
45			199	1		362
46			54			
47			104	1		
48			53			
49			187	1		
50			42			
51			118	1		
52			86			
53			139	4		
54			87			
55			93	3		
56			90			
57			136	2	1	
58			98	1	1	
59			93	3	1	
60			99		2	
61			110	3		
62			74	1		
63			99	7	3	
64			89		1	
65			95	6	4	
66			99	9	2	
67			88	3	6	
68			75	4	7	
69			88	3	7	
70			81	7	14	
71			106	6	8	
72			73	4	20	
73			96	8	18	
74			76	12	31	
75			99	11	27	
76			68	20	39	
77			89	18	36	
78			91	20	51	
79			88	17	47	
80			58	22	52	

級 号 給	1	2	特2	3	4
81		83	48	39	
82		68	68	56	
83		76	11	62	
84		58	59	30	
85		86	25	52	
86		61	22	41	
87		92	21	40	
88		59	44	47	
89		113	28	41	
90		55	23	37	
91		96	27	25	
92		57	35	29	
93		96	36	30	
94		58	54	30	
95		149	27	23	
96		80	17	16	
97		113	24	18	
98		84	11	20	
99		147	16	17	
100		85	11	8	
101		114	7	97	
102		106	13		
103		94	17		
104		92	14		
105		118	11		
106		131	8		
107		104	9		
108		163	8		
109		165	12		
110		153			
111		206			
112		234			
113		176			
114		214			
115		182			
116		228			
117		263			
118		258			
119		137			
120		287			
121		90			
122		127			
123		113			
124		210			
125		329			
126		148			
127		239			
128		324			
129		173			
130		166			
131		297			
132		246			
133		210			
134		316			
135		287			
136		199			
137		261			
138		199			
139		193			
140		183			
141		131			
142		164			
143		198			
144		289			
145		262			
146		360			
147		278			
148		318			
149		246			
150		212			
151		205			
152		193			
153		158			
154		165			
155		141			
156		97			
157		64			
158		62			
159		26			
160		26			
161		64			
計	0	18,701	905	1,136	1,099

適用職員数	21,841人
-------	---------

その9 特定任期付職員給料表適用職員

号 給	人 員
1	人
2	
3	
4	
5	1
6	
7	

適用職員数	1人
-------	----

その10 再任用職員の適用給料表別、級別人員

1 フルタイム勤務職員

給 料 表	計	級											
		1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9	10	
全 給 料 表	人 372	人 7	人 116	人	人 62	人 171	人 15	人 1	人	人	人	人	人
行政職給料表	188		1		44	127	15	1					
医療職給料表(二)	13					13							
医療職給料表(三)	16				9	7							
研究職給料表	4					4							
公安職給料表	29				9	20							
教育職給料表(二)	83	7	76										
教育職給料表(三)	39		39										

2 短時間勤務職員

給 料 表	計	級											
		1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9	10	
全 給 料 表	人 203	人	人 81	人 1	人 28	人 81	人 11	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	104				21	71	11		1				
医療職給料表(三)	7				7								
研究職給料表	7					7							
公安職給料表	3					3							
教育職給料表(二)	49		48	1									
教育職給料表(三)	33		33										

適用職員数(1+2)	575人
------------	------

第11表 職員と国家公務員の給与比較（ラスパイレス指数）

区 分	指 数	
	国家公務員	職 員
平成23年4月	100.0	101.8

- (注) 1 「平成23年地方公務員給与実態調査」(総務省)による。
 2 ラスパイレス指数とは、地方公共団体の一般行政職の給料額(本給)と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額(本給)とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較し、算出したもので、国を100としたものである。

2 民間給与関係資料

平成24年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本人事業委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、平成24年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関

本人事業委員会並びに人事院、北九州市人事委員会及び福岡市人事委員会 ほか

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の福岡県内の民間事業所のうち、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、教育、学習支援業、医療、福祉及びサービス業（学術・開発研究機関、広告業、その他の生活関連サービス業及び政治・経済・文化団体）に分類された1,878事業所

(2) 調査対象職種

78職種（行政職相当職種22職種、その他の職種56職種）

4 調査対象の抽出

(1) 標本事業所の抽出

3の(1)に記載した事業所を産業、規模等によって43層に層化し、これから480事業所を無作為に抽出し実地調査を行ったが、調査の完結した事業所は、第12表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

5 集 計

(1) 調査実人員

18,417人(うち初任給関係 1,445人)であるが、行政職に相当する調査実人員は 15,769人である。なお、調査職種該当者(母集団)の推定数は 102,130人であり、うち、行政職に相当するものは 69,737人である。

(2) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

6 そ の 他

(1) 表中「－」とあるのは、該当従業員又は該当事業所のないことを示す。

(2) 年齢は平成 24 年 4 月 1 日現在における満年齢である。

(3) 「きまって支給する給与」とは、基本給はもとより、年齢給、勤続給、地域給、能率給、家族手当、住宅手当、役付手当、精勤手当、職務手当、通勤手当、超過勤務手当、夜勤手当、休日出勤手当等月ごとに支給されるすべての給与を含めたものをいう。

(4) 「時間外手当」とは、きまって支給する給与総額に含まれ、超過勤務手当、休日出勤手当、宿日直手当等の時間外手当をいう。

(5) 第 16 表には、初任給関係職種に該当する従業員は含まれていない。

第12表 産業別、企業規模別調査事業所数

産 業	企 業 規 模					
	規模計	3,000人 以 上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産 業 計	事業所 439	事業所 76	事業所 79	事業所 50	事業所 167	事業所 67
漁 業	0	0	0	0	0	0
鉱 業、採石業、 砂利採取業、建設業	47	8	9	9	13	8
製 造 業	146	19	23	20	59	25
電気・ガス・熱供給 ・水道業、情報通信業、 運輸業、郵便業	117	25	24	9	38	21
卸 売 業、小 売 業	62	10	14	8	23	7
金 融 業、保 険 業、 不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	25	12	2	1	7	3
教育、学習支援業、医療、 福 祉、サ ー ビ ス 業	42	2	7	3	27	3

(注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模又は事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が5、調査不能の事業所が36あった。

2 「サービス業」に含まれる産業は、学術・開発研究機関、広告業、その他の生活関連サービス業及び政治・経済・文化団体である。

第13表 民間における初任給の改定状況

学歴	企業規模	項目		初任給の改定状況		
		採用あり	初任給の改定状況			採用なし
			増額	据置き	減額	
		%	%	%	%	%
大学卒	規模計	27.0	(5.9)	(93.1)	(1.0)	73.0
	500人以上	26.0	(3.8)	(96.2)	(0.0)	74.0
	100人以上 500人未満	26.6	(7.7)	(92.3)	(0.0)	73.4
	50人以上 100人未満	31.5	(6.8)	(86.4)	(6.8)	68.5
高校卒	規模計	8.2	(8.1)	(91.9)	(0.0)	91.8
	500人以上	5.6	(8.9)	(91.1)	(0.0)	94.4
	100人以上 500人未満	9.9	(10.4)	(89.6)	(0.0)	90.1
	50人以上 100人未満	11.6	(0.0)	(100.0)	(0.0)	88.4

(注) ()内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第14表 民間における定期昇給制度の状況

役職 段階	企業規模	項目				定期昇給 制度なし
		定期昇給 制度あり	自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
係 員	規 模 計	% 94.8	% 46.1	% 82.7	% 51.9	% 5.2
	500人以上	100.0	22.2	99.0	43.4	0.0
	100人以上 500人未満	95.8	46.3	79.7	54.2	4.2
	50人以上 100人未満	93.3	48.8	83.3	51.0	6.7
課長級	規 模 計	84.9	31.8	79.5	46.1	15.1
	500人以上	100.0	27.8	100.0	53.7	0.0
	100人以上 500人未満	88.1	36.2	83.1	55.0	11.9
	50人以上 100人未満	81.4	42.1	83.6	50.3	18.6

(注) 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

第15表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
		円	円	円	円
新卒事務員・技術者計	大学卒	189,678	191,096	189,586	185,994
	短大卒	163,798	166,272	154,810	* 170,778
	高校卒	154,101	155,024	152,424	155,480
新卒事務員	大学卒	185,129	186,948	182,447	184,957
	短大卒	156,431	159,750	* 146,904	x
	高校卒	150,741	152,348	145,993	* 154,182
新卒技術者	大学卒	198,677	205,630	199,370	187,322
	短大卒	176,713	* 184,335	* 175,026	* 170,135
	高校卒	157,489	159,390	156,971	* 156,767
準新卒医師	大学卒	x	x	—	—
準新卒薬剤師	大学卒	—	—	—	—
準新卒診療放射線技師	養成所卒	—	—	—	—
新卒栄養士	短大卒	* 155,038	—	* 155,038	—
準新卒看護師	養成所卒	* 205,629	* 208,831	x	—
準新卒准看護師	養成所卒	* 176,478	* 183,098	x	—
新卒研究員	大学卒	—	—	—	—
新卒高等学校教諭	大学卒	—	—	—	—

- (注) 1 「*」は、調査事業所数が5事業所以下、「x」は、調査事業所が1事業所であることを示す。
 2 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、職員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。
 3 「準新卒」とは、平成23年度中に資格免許を取得し、平成24年4月までの間に採用された場合をいう。
 ただし、準新卒医師は、平成21年3月大学卒業後、平成21年度中に免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、平成24年4月までの間に採用された者をいう。

第16表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 企業規模計

職 種 名	調査実人員	平均年齢	平成24年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給する 給 与 (A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)		
支店長	37人	51.7歳	677,922円	3,783円	674,139円	構成員50人以上の支店(社)の 長 (取締役兼任者を除く。)	本表2企業規模500人以上、本 表3企業規模100人以上500人未 満及び本表4企業規模50人以上 100人未満の対応級欄参照
大学卒	27	51.9	729,559	5,185	724,374		
短大卒	2	46.0	505,327	0	505,327		
高校卒	8	52.5	546,799	0	546,799		
中学卒	—	—	—	—	—		
工場長	19	54.3	752,800	218	752,582	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	16	53.9	744,380	259	744,121		
短大卒	2	56.0	909,786	0	909,786		
高校卒	*	*	*	*	*		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部長	410	51.9	618,880	8,736	610,144	2課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級 専門職 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	313	51.9	639,321	8,713	630,608		
短大卒	21	51.2	593,919	978	592,941		
高校卒	76	52.0	541,591	10,972	530,619		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部長	258	51.9	614,465	2,366	612,099	上記部長に事故等のあるときの 職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同 等と認められる部の次長及び部 次長級専門職	同 上
大学卒	187	51.7	627,141	1,197	625,944		
短大卒	26	52.0	596,731	314	596,417		
高校卒	45	52.5	572,035	8,407	563,628		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部次長	111	50.3	587,434	970	586,464	上記部長に事故等のあるときの 職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同 等と認められる部の次長及び部 次長級専門職	同 上
大学卒	81	50.2	594,344	1,134	593,210		
短大卒	3	52.3	627,531	0	627,531		
高校卒	26	50.8	568,184	608	567,576		
中学卒	*	*	*	*	*		
技術部次長	49	49.4	562,985	2,115	560,870	2係以上又は構成員10人以上の 課の長 職能資格等が上記課の長と同等 と認められる課の長及び課長級 専門職	同 上
大学卒	24	48.6	568,681	951	567,730		
短大卒	8	51.0	575,599	0	575,599		
高校卒	17	49.8	549,009	4,755	544,254		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務課長	635	47.9	543,201	14,024	529,177	2係以上又は構成員10人以上の 課の長 職能資格等が上記課の長と同等 と認められる課の長及び課長級 専門職	同 上
大学卒	426	47.1	555,447	14,391	541,056		
短大卒	28	46.9	469,988	3,570	466,418		
高校卒	179	49.8	527,239	14,934	512,305		
中学卒	2	54.5	388,582	906	387,676		
技術課長	668	48.2	530,475	8,891	521,584	2係以上又は構成員10人以上の 課の長 職能資格等が上記課の長と同等 と認められる課の長及び課長級 専門職	同 上
大学卒	367	47.2	538,850	5,962	532,888		
短大卒	88	46.7	532,546	13,128	519,418		
高校卒	208	50.6	517,096	12,447	504,649		
中学卒	5	48.8	435,842	1,426	434,416		

関	事務課長代理	173 人	44.9 歳	496,858 円	46,578 円	450,280 円	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者	同	上
	大学卒	106	42.8	497,302	36,724	460,578			
係	短大卒	15	44.0	510,811	85,073	425,738	職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職	同	上
	高校卒	52	49.3	491,928	55,560	436,368			
職	中学卒	—	—	—	—	—	係の長及び係長級専門職	同	上
	技術課長代理	102	47.3	530,924	6,781	524,143			
種	大学卒	71	45.1	543,517	8,199	535,318	同	上	
	短大卒	12	52.6	562,643	1,770	560,873			
種	高校卒	19	52.1	463,833	4,650	459,183	同	上	
	中学卒	—	—	—	—	—			
種	事務係長	1,131	43.4	428,731	41,703	387,028	同	上	
	大学卒	632	41.9	445,188	45,961	399,227			
種	短大卒	97	44.1	387,013	28,475	358,538	同	上	
	高校卒	398	45.4	413,325	38,476	374,849			
種	中学卒	4	58.3	373,028	10,920	362,108	同	上	
	技術係長	1,020	44.1	471,555	43,480	428,075			
種	大学卒	590	43.1	485,739	40,248	445,491	同	上	
	短大卒	123	42.9	444,357	36,137	408,220			
種	高校卒	300	46.3	454,162	52,330	401,832	同	上	
	中学卒	7	51.4	499,326	65,529	433,797			
種	事務主任	716	39.5	372,088	49,563	322,525	同	上	
	大学卒	373	37.1	379,684	53,511	326,173			
種	短大卒	99	41.1	347,497	36,154	311,343	同	上	
	高校卒	239	42.7	371,830	49,648	322,182			
種	中学卒	5	46.0	304,687	16,545	288,142	同	上	
	技術主任	513	40.3	441,265	72,333	368,932			
種	大学卒	252	37.8	421,922	71,598	350,324	同	上	
	短大卒	45	39.5	422,754	76,705	346,049			
種	高校卒	215	43.3	467,958	72,512	395,446	同	上	
	中学卒	*	*	*	*	*			
種	事務係員	4,944	35.7	296,930	34,892	262,038	同	上	
	大学卒	2,405	32.8	308,628	39,546	269,082			
種	短大卒	947	36.8	278,688	26,466	252,222	同	上	
	高校卒	1,580	39.3	290,161	32,805	257,356			
種	中学卒	12	46.3	283,195	41,825	241,370	同	上	
	技術係員	2,884	35.4	336,567	52,429	284,138			
種	大学卒	1,570	33.0	337,432	53,968	283,464	同	上	
	短大卒	363	34.6	319,819	50,005	269,814			
種	高校卒	939	39.5	341,189	50,847	290,342	同	上	
	中学卒	12	51.3	368,329	48,208	320,121			

(注)「*」は、調査実人員が1人の場合である。(以下本表において同じ。)

2 企業規模500人以上

職 種 名	調査実人員	平均年齢	平成24年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支給する 給 与 (A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)			
事務	支店長	37人	51.7歳	677,922円	3,783円	674,139円	構成員50人以上の支店（社）の 長 （取締役兼任者を除く。）	
	大学卒	27	51.9	729,559	5,185	724,374		
	短大卒	2	46.0	505,327	0	505,327		
	高校卒	8	52.5	546,799	0	546,799		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	工場長	13	54.6	787,557	0	787,557		構成員50人以上の工場の長 （取締役兼任者を除く。）
	大学卒	12	54.6	751,496	0	751,496		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	—	—	—	—	—		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務部長	294	51.7	650,752	10,787	639,965		2課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級 専門職 （取締役兼任者を除く。）
	大学卒	236	51.5	660,647	10,393	650,254		
短大卒	15	51.3	629,737	63	629,674			
高校卒	43	52.7	603,779	16,691	587,088			
中学卒	—	—	—	—	—			
技術部長	173	51.6	663,792	3,043	660,749			
大学卒	132	51.3	673,333	1,170	672,163			
短大卒	20	52.7	627,049	409	626,640			
高校卒	21	52.3	638,815	17,331	621,484			
中学卒	—	—	—	—	—			
事務部次長	79	49.9	618,946	504	618,442	上記部長に事故等のあるときの 職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同 等と認められる部の次長及び部 次長級専門職		
大学卒	53	49.6	635,121	749	634,372			
短大卒	3	52.3	627,531	0	627,531			
高校卒	22	50.9	588,397	0	588,397			
中学卒	*	*	*	*	*			
技術部次長	29	50.2	621,986	97	621,889			
大学卒	14	49.1	610,508	201	610,307			
短大卒	5	51.4	653,592	0	653,592			
高校卒	10	51.1	622,254	0	622,254			
中学卒	—	—	—	—	—			
技術	事務課長	485	47.8	576,386	16,703		559,683	2係以上又は構成員10人以上の 課の長 職能資格等が上記課の長と同等 と認められる課の長及び課長級 専門職
	大学卒	332	47.1	584,234	16,718		567,516	
	短大卒	20	47.0	485,504	4,998	480,506		
	高校卒	131	49.7	573,238	18,693	554,545		
	中学卒	2	54.5	388,582	906	387,676		
	技術課長	496	48.4	563,333	7,660	555,673		
	大学卒	282	47.0	567,848	4,656	563,192		
	短大卒	65	47.3	569,361	4,747	564,614		
	高校卒	147	51.4	552,819	14,815	538,004		
	中学卒	2	56.0	503,528	0	503,528		

関	事務課長代理	113 人	44.4 歳	543,447 円	62,923 円	480,524 円	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者	行政職 5級、6級
	大学卒	67	42.2	547,810	49,506	498,304		
係	短大卒	12	41.9	516,714	106,314	410,400	職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職	
	高校卒	34	49.6	544,285	74,047	470,238		
職	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術課長代理	75	48.0	568,741	2,539	566,202		
種	大学卒	57	46.0	569,533	3,210	566,323	係の長及び係長級専門職	行政職 3級、4級
	短大卒	10	53.2	588,931	624	588,307		
種	高校卒	8	55.5	537,865	155	537,710		
	中学卒	—	—	—	—	—		
種	事務係長	651	43.7	458,049	40,871	417,178		
	大学卒	362	42.4	479,165	46,642	432,523		
種	短大卒	47	46.1	393,996	17,489	376,507		
	高校卒	240	45.0	439,296	37,087	402,209		
種	中学卒	2	58.5	391,710	0	391,710		
	技術係長	784	44.3	497,484	43,368	454,116		
種	大学卒	473	43.2	507,710	37,458	470,252		
	短大卒	91	43.3	474,509	33,385	441,124		
種	高校卒	215	46.9	483,216	59,538	423,678		
	中学卒	5	53.0	561,791	88,741	473,050		
種	事務主任	357	39.4	406,143	60,768	345,375		行政職 2級 (一部は3級、4級)
	大学卒	199	36.6	402,499	62,689	339,810		
種	短大卒	38	41.8	370,429	53,326	317,103		
	高校卒	117	43.4	427,085	60,768	366,317		
種	中学卒	3	38.0	283,495	27,575	255,920		
	技術主任	330	40.2	483,745	79,255	404,490		
種	大学卒	149	37.1	471,523	86,591	384,932		
	短大卒	20	38.7	509,277	102,634	406,643		
種	高校卒	161	43.2	491,884	69,561	422,323		
	中学卒	—	—	—	—	—		
種	事務係員	3,001	36.5	321,824	42,207	279,617		行政職 1級
	大学卒	1,518	33.0	325,455	46,200	279,255		
種	短大卒	563	37.9	304,328	32,390	271,938		
	高校卒	912	41.2	326,708	41,556	285,152		
種	中学卒	8	49.6	307,223	49,412	257,811		
	技術係員	1,784	36.0	355,598	57,714	297,884		
種	大学卒	968	33.3	355,397	59,960	295,437		
	短大卒	198	34.6	344,424	53,168	291,256		
種	高校卒	610	40.5	359,102	55,684	303,418		
	中学卒	8	53.6	389,172	53,171	336,001		

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名	調査実人員	平均年齢	平成24年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給する 給 与 (A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)		
支店長	— 人	— 歳	— 円	— 円	— 円	構成員50人以上の支店（社）の 長 （取締役兼任者を除く。）	行政職 7級、8級
大学卒	—	—	—	—	—		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
工場長	5	56.4	712,992	828	712,164	構成員50人以上の工場の長 （取締役兼任者を除く。）	
大学卒	3	55.7	797,376	1,380	795,996		
短大卒	*	*	*	*	*		
高校卒	*	*	*	*	*		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部長	105	53.0	544,053	2,954	541,099	2課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級 専門職 （取締役兼任者を除く。）	
大学卒	71	53.4	576,152	3,654	572,498		
短大卒	5	50.4	505,831	3,921	501,910		
高校卒	29	52.5	472,056	1,074	470,982		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部長	68	52.2	514,199	1,233	512,966		
大学卒	43	52.4	514,746	1,617	513,129		
短大卒	6	50.0	495,672	0	495,672		
高校卒	19	52.5	518,813	755	518,058		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部次長	31	51.5	510,871	1,708	509,163	上記部長に事故等のあるときの 職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同 等と認められる部の次長及び部 次長級専門職	
大学卒	27	51.7	518,850	1,376	517,474		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	4	50.3	457,013	3,953	453,060		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	17	48.6	492,257	1,177	491,080	2係以上又は構成員10人以上の 課の長 職能資格等が上記課の長と同等 と認められる課の長及び課長級 専門職	
大学卒	10	48.0	510,124	2,000	508,124		
短大卒	3	50.3	445,611	0	445,611		
高校卒	4	48.8	482,574	0	482,574		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務課長	128	48.1	448,493	4,761	443,732	2係以上又は構成員10人以上の 課の長 職能資格等が上記課の長と同等 と認められる課の長及び課長級 専門職	
大学卒	80	46.9	470,568	6,062	464,506		
短大卒	5	50.6	487,426	0	487,426		
高校卒	43	50.0	402,897	2,893	400,004		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術課長	140	48.4	439,827	14,791	425,036		
大学卒	62	49.0	449,057	13,331	435,726		
短大卒	20	45.3	433,169	41,295	391,874		
高校卒	56	49.0	433,226	7,342	425,884		
中学卒	2	44.0	405,078	3,565	401,513		

関	事務課長代理	53人	46.0歳	413,504円	15,209円	398,295円	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者	行政職 4級
	大学卒	35	43.6	413,955	12,407	401,548		
係	短大卒	3	52.3	487,201	112	487,089	職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職	
	高校卒	15	50.3	397,713	24,768	372,945		
職	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術課長代理	22	46.0	435,285	14,876	420,409		
種	大学卒	11	42.2	449,447	21,834	427,613		
	短大卒	*	*	*	*	*		
種	高校卒	10	50.2	412,585	8,711	403,874		
	中学卒	—	—	—	—	—		
種	事務係長	433	43.0	394,921	44,032	350,889	係の長及び係長級専門職	行政職 3級
	大学卒	252	41.2	401,764	45,459	356,305		
種	短大卒	44	42.3	392,119	40,315	351,804		
	高校卒	135	46.4	383,664	42,911	340,753		
種	中学卒	2	58.0	354,345	21,840	332,505		
	技術係長	181	43.4	394,306	52,912	341,394		
種	大学卒	93	42.8	406,717	60,353	346,364		
	短大卒	25	42.0	369,973	54,474	315,499		
種	高校卒	62	44.9	386,541	41,973	344,568		
	中学卒	*	*	*	*	*		
種	事務主任	304	39.5	346,259	39,836	306,423		行政職 2級 (一部は3級)
	大学卒	155	37.6	360,047	44,385	315,662		
種	短大卒	50	40.6	337,973	25,844	312,129		
	高校卒	97	41.6	328,701	40,601	288,100		
種	中学卒	2	58.0	336,475	0	336,475		
	技術主任	132	40.1	363,735	64,216	299,519		
種	大学卒	71	38.3	345,582	52,092	293,490		
	短大卒	22	39.3	350,132	57,691	292,441		
種	高校卒	39	44.0	404,455	89,968	314,487		
	中学卒	—	—	—	—	—		
種	事務係員	1,576	34.3	259,914	23,834	236,080		行政職 1級
	大学卒	738	32.6	279,930	27,610	252,320		
種	短大卒	324	35.0	241,777	17,871	223,906		
	高校卒	510	36.1	242,667	22,138	220,529		
種	中学卒	4	39.5	235,138	26,650	208,488		
	技術係員	836	34.5	308,309	47,633	260,676		
種	大学卒	445	32.2	310,877	47,727	263,150		
	短大卒	133	35.4	298,199	50,634	247,565		
種	高校卒	255	37.9	308,559	45,947	262,612		
	中学卒	3	49.7	354,405	44,056	310,349		

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名	調査実人員	平均年齢	平成24年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給する 給与 (A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)		
支店長	— 人	— 歳	— 円	— 円	— 円	構成員50人以上の支店（社）の 長 （取締役兼任者を除く。）	行政職 6級、7級
大学卒	—	—	—	—	—		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒 中学卒	— —	— —	— —	— —	— —		
工場長	*	*	*	*	*	構成員50人以上の工場の長 （取締役兼任者を除く。）	
大学卒	*	*	*	*	*		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒 中学卒	— —	— —	— —	— —	— —		
事務部長	11	47.0	481,264	9,091	472,173	2課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級 専門職 （取締役兼任者を除く。）	
大学卒	6	49.7	548,002	2,500	545,502		
短大卒	*	*	*	*	*		
高校卒 中学卒	4 —	41.3 —	377,198 —	21,250 —	355,948 —		
技術部長	17	53.4	513,552	0	513,552		
大学卒	12	53.5	521,781	0	521,781		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒 中学卒	5 —	53.0 —	493,802 —	0 —	493,802 —		
事務部次長	*	*	*	*	*		上記部長に事故等のあるときの 職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同 等と認められる部の次長及び部 次長級専門職
大学卒	*	*	*	*	*		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒 中学卒	— —	— —	— —	— —	— —		
技術部次長	3	46.7	393,439	26,946	366,493		
大学卒	—	—	—	—	—		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒 中学卒	3 —	46.7 —	393,439 —	26,946 —	366,493 —		
事務課長	22	46.6	362,664	8,860	353,804	2係以上又は構成員10人以上の 課の長 職能資格等が上記課の長と同等 と認められる課の長及び課長級 専門職	行政職 5級
大学卒	14	47.4	357,793	6,779	351,014		
短大卒	3	40.3	337,484	0	337,484		
高校卒 中学卒	5 —	48.0 —	391,409 —	20,000 —	371,409 —		
技術課長	32	45.5	417,768	2,164	415,604		
大学卒	23	45.5	425,366	2,105	423,261		
短大卒	3	43.3	397,414	6,947	390,467		
高校卒 中学卒	5 *	47.0 *	406,186 *	0 *	406,186 *		

関	事務課長代理	7人	44.0歳	375,880円	20,224円	355,656円	上記課長に事故等のあるときの職務代行者	行政職 4級
	大学卒	4	46.0	380,574	35,393	345,181		
係	短大卒	—	—	—	—	—	課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者	行政職 4級
	高校卒	3	41.3	369,622	0	369,622		
職	中学卒	—	—	—	—	—	課長に直属し部下4人以上を有する者	行政職 4級
	技術課長代理	5	42.6	384,481	34,800	349,681		
種	大学卒	3	39.3	394,151	52,999	341,152	職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職	行政職 3級
	短大卒	*	*	*	*	*		
種	高校卒	*	*	*	*	*	係の長及び係長級専門職	行政職 3級
	中学卒	—	—	—	—	—		
種	事務係長	47	42.7	334,123	31,765	302,358	係の長及び係長級専門職	行政職 3級
	大学卒	18	42.4	369,824	39,297	330,527		
種	短大卒	6	42.3	294,872	27,701	267,171	係の長及び係長級専門職	行政職 3級
	高校卒	23	43.1	316,422	26,931	289,491		
種	中学卒	—	—	—	—	—	係の長及び係長級専門職	行政職 3級
	技術係長	55	43.8	356,158	14,031	342,127		
種	大学卒	24	43.3	358,937	17,334	341,603	係の長及び係長級専門職	行政職 3級
	短大卒	7	40.9	318,039	6,428	311,611		
種	高校卒	23	44.7	364,844	12,855	351,989	係の長及び係長級専門職	行政職 3級
	中学卒	*	*	*	*	*		
種	事務主任	55	40.8	293,806	30,607	263,199	行政職 2級 (一部は3級)	行政職 2級 (一部は3級)
	大学卒	19	37.8	300,926	31,830	269,096		
種	短大卒	11	40.9	311,566	23,697	287,869	行政職 2級 (一部は3級)	行政職 2級 (一部は3級)
	高校卒	25	43.0	280,581	32,718	247,863		
種	中学卒	—	—	—	—	—	行政職 2級 (一部は3級)	行政職 2級 (一部は3級)
	技術主任	51	41.6	367,063	48,561	318,502		
種	大学卒	32	40.0	360,347	45,070	315,277	行政職 2級 (一部は3級)	行政職 2級 (一部は3級)
	短大卒	3	45.7	378,497	43,280	335,217		
種	高校卒	15	43.1	376,267	58,815	317,452	行政職 2級 (一部は3級)	行政職 2級 (一部は3級)
	中学卒	*	*	*	*	*		
種	事務係員	367	35.2	252,324	22,567	229,757	行政職 1級	行政職 1級
	大学卒	149	31.6	279,344	30,890	248,454		
種	短大卒	60	36.2	237,416	17,287	220,129	行政職 1級	行政職 1級
	高校卒	158	38.3	232,503	16,721	215,782		
種	中学卒	—	—	—	—	—	行政職 1級	行政職 1級
	技術係員	264	34.0	297,451	31,909	265,542		
種	大学卒	157	33.5	301,937	34,719	267,218	行政職 1級	行政職 1級
	短大卒	32	30.9	257,429	27,815	229,614		
種	高校卒	74	36.5	305,971	27,864	278,107	行政職 1級	行政職 1級
	中学卒	*	*	*	*	*		

その2 その他の職種(企業規模計)

職 種 名		調査実人員	平均年齢	平成24年4月分平均支給額			備 考
				きま り 給 与 (A)	うち 時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)	
研究 関係 係 職 種	研究所長	*人	*歳	*円	*円	*円	構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。) 2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長 構成員3人以上の室(係)の長 下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
	研究部(課)長	18	50.2	620,212	106	620,106	
	研究室(係)長	5	45.2	484,658	0	484,658	
	主任研究員	71	41.9	487,763	8,598	479,165	
	研究員	61	28.9	279,039	17,539	261,500	
	研究補助員	—	—	—	—	—	
医 療 関 係 職 種	病院長	2	67.5	1,950,000	0	1,950,000	部下に医師又は歯科医師5人以上 上記病院長に事故等のあるときの職務代行者 部下に医師又は歯科医師1人以上
	副院長	8	58.4	1,334,752	5,744	1,329,008	
	医科長	16	50.3	1,121,285	166,550	954,735	
	医科医師	40	41.8	824,180	73,968	750,212	
	歯科医師	—	—	—	—	—	
	薬局長	15	46.1	465,012	12,264	452,748	部下に薬剤師2人以上
	薬剤師	72	36.8	356,857	23,980	332,877	
	診療放射線技師	75	37.7	381,674	27,428	354,246	
	臨床検査技師	93	38.7	326,737	27,498	299,239	
	栄養士	61	33.8	254,787	9,504	245,283	
	理学療法士	149	30.9	302,072	13,111	288,961	
	作業療法士	125	30.7	278,799	7,616	271,183	
	総看護師長	14	53.6	548,467	10,900	537,567	部下に看護師長5人以上 部下に看護師又は准看護師5人以上
	看護師長	176	45.6	387,373	22,636	364,737	
	看護師	487	37.2	301,120	35,448	265,672	
	准看護師	306	44.4	257,016	33,633	223,383	
教 育 関 係 職 種	大学学長・副学長	23	60.1	748,645	218	748,427	
	大学学部長・学部長	157	58.2	695,213	14,818	680,395	
	大学准教授	122	48.5	550,804	4,169	546,635	
	大学講師	88	41.5	483,863	7,279	476,584	
	大学助教	58	37.3	423,595	5,330	418,265	
	大学助手	36	40.2	399,555	4,036	395,519	
	高等学校校長	2	64.5	794,170	60,000	734,170	
高等学校教頭	15	53.4	609,277	7,800	601,477		
	高等学校教諭	145	46.2	480,804	10,654	470,150	

第17表 民間における冬季賞与の配分状況

企業規模 \ 項目	部長級（非役員）		課長級		係員	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規模計	47.7 %	52.3 %	50.5 %	49.5 %	59.8 %	40.2 %
500人以上	36.4	63.6	37.8	62.2	51.9	48.1
100人以上500人未満	59.7	40.3	62.7	37.3	67.5	32.5
50人以上100人未満	54.8	45.2	56.9	43.1	61.9	38.1

第18表 民間における賃金カット等の実施状況

役職段階 \ 項目	賃金カット等を実施した事業所	賃金カット等を実施した事業所における平均減額率
係員	3.4 %	5.8 %
課長級	4.1	7.4

(注) 平成24年4月分の給与について、賃金カット、一時帰休・休業又はワークシェアリングのいずれかを実施した事業所の状況である。

3 生計費関係資料

平成24年4月の標準生計費算定方法

標準生計費は、「家計調査」(総務省)等に基づき、次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費 …… 食料

住居関係費 …… 住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費 …… 被服及び履物

雑費Ⅰ …… 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ …… その他の消費支出(諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金)

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査(福岡市・勤労者世帯)における平成24年4月の費目別平均支出金額(日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの)に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、平成21年の「全国消費実態調査」(総務省)の18歳～24歳の単身勤労者世帯の費目別支出金額に消費者物価、消費水準の変動分を加味したものに、全国の費目別平均支出金額に対する本県の費目別平均支出金額の割合を乗じて求めた。

第19表 福岡市における費目別、世帯人員別標準生計費

(平成24年4月)

世帯人員 費目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食 料 費	25,520 円	35,570 円	44,710 円	53,850 円	62,980 円
住 居 関 係 費	52,710	56,090	51,500	46,960	42,410
被 服 ・ 履 物 費	4,750	6,570	8,460	10,360	12,260
雑 費 I	25,820	46,170	60,350	74,530	88,690
雑 費 II	10,070	28,840	31,280	33,710	36,150
計	118,870	173,240	196,300	219,410	242,490

4 労働経済関係資料

第20表 労働経済指標

項目 年度 年月	① 実質国内総生産 (GDP)		② 常用雇用指数 (調査産業計)		③ 有効求人倍率 (季節調整値)		④ 完全失業率 (季節調整値)		⑤ きまってる支給給与 (調査産業計)				⑥ 所定内給与 (調査産業計)			
			全国	福岡県	全国	福岡県	全国	福岡県	全国		福岡県		全国		福岡県	
	前年度比・前期比 (%)	前年度比・前年同月比 (%)	前年度比・前年同月比 (%)	(倍)	(倍)	(%)	(%) (推定)	(千円)	前年度比・前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・前年同月比 (%)	
平成22年度	3.3	△ 0.1	△ 3.0	0.56	0.50	5.0	6.0	291.4	0.5	279.8	△ 1.7	267.4	△ 0.2	256.7	△ 2.1	
23年度	0.0	△ 0.2	△ 1.1	0.68	0.60	4.5	5.6	291.7	0.0	277.3	△ 1.2	267.6	0.1	254.0	△ 1.3	
平成23年 4月		0.0	△ 2.3	0.62	0.55	4.7		293.1	△ 0.9	280.9	△ 1.9	269.2	△ 0.6	257.4	△ 2.0	
5月	△ 0.3	△ 0.1	△ 2.0	0.62	0.56	4.6	5.6	288.6	△ 0.6	276.9	△ 1.8	265.9	△ 0.3	254.5	△ 1.7	
6月		0.0	△ 1.9	0.63	0.56	4.7		292.5	△ 0.2	279.8	△ 1.1	269.3	0.0	257.1	△ 1.4	
7月		0.0	△ 1.5	0.65	0.57	4.7		291.9	△ 0.1	281.5	△ 0.9	268.2	0.1	257.9	△ 1.5	
8月	1.7	△ 0.1	△ 2.1	0.66	0.58	4.4	5.6	290.4	△ 0.3	279.8	△ 1.3	267.3	△ 0.3	256.6	△ 1.6	
9月		△ 0.1	△ 1.7	0.67	0.59	4.2		292.2	0.0	281.0	△ 1.4	268.8	0.1	257.3	△ 2.0	
10月		△ 0.4	△ 1.5	0.68	0.60	4.4		293.9	0.2	278.3	△ 2.0	269.1	△ 0.1	254.7	△ 2.3	
11月	0.1	△ 0.1	△ 1.6	0.69	0.61	4.5	5.3	293.4	0.2	279.4	△ 1.4	268.2	0.1	255.5	△ 1.4	
12月		△ 0.3	△ 1.5	0.71	0.63	4.5		293.7	△ 0.1	279.7	△ 1.2	268.5	△ 0.1	256.1	△ 1.3	
平成24年 1月		△ 0.2	0.9	0.73	0.63	4.6		287.6	0.0	267.1	△ 1.0	263.4	△ 0.3	244.9	△ 1.1	
2月	1.3	0.0	1.0	0.75	0.65	4.5	5.2	290.3	0.5	270.0	△ 0.2	265.7	0.4	246.8	△ 0.1	
3月		△ 0.2	1.1	0.76	0.67	4.5		292.5	1.2	273.2	△ 0.2	267.7	1.1	249.5	0.0	
4月		△ 0.2	2.1	0.79	0.70	4.6		293.0	0.8	274.1	0.1	268.1	0.3	251.2	0.3	
5月	(P) 0.2	0.0	1.6	0.81	0.72	4.4	5.4	289.0	1.1	269.3	0.0	265.2	0.6	247.8	0.1	
6月		△ 0.1	1.9	0.82	0.75	4.3		290.4	0.2	271.9	△ 0.1	266.6	△ 0.1	249.8	0.0	
資料出所	内閣府	厚生労働省				総務省		厚生労働省								

- (注) 1 (P)の付されている数値は速報値である。
 2 ①については平成17暦年連鎖価格、②、⑤、⑥、⑩、⑪については平成22年基準（ただし、⑩福岡市及び⑪
 3 ②、⑤、⑥、⑦、⑧は事業所規模30人以上の数値である。
 4 ④の福岡県の数値については、総務省が労働力調査の結果を都道府県別にモデルによって推計したものであ
 注意が必要であるとされている。
 5 ④福岡県及び⑨の平成22年度、23年度の欄は、それぞれ平成22暦年、23暦年の数値である。
 6 東日本大震災の影響により、以下のとおり特別の対応が行われている。
 (1) ①の平成23年4～6月期分の推計に当たっては、推計方法の変更が行われている。
 (2) ④は、平成22年度及び平成23年度については岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果、平成23年4月
 (3) ⑨は、平成23年度（平成23暦年）及び平成23年4月～12月分については、調査票を回収できなかった地域

⑦ 総実労働 時間数 (調査産業計)		⑧ 所定外労働 時間数 (調査産業計)		⑨ 消費支出 (名目) (二人以上の世帯)						⑩ 消費者 物価指数 (総合)		⑪ 国内 企業 物価 指数
全国	福岡県	全国	福岡県	全国		人口5万人以上の都市		福岡市		全国	福岡市	
(時間)	(時間)	(時間)	(時間)	(千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)
149.5	153.5	12.0	12.1	290.2	△ 0.5	292.5	△ 0.8	282.7	△ 5.4	△ 0.4	△ 0.4	0.7
149.8	153.4	12.0	11.8	283.0	△ 2.5	284.4	△ 2.8	289.9	2.6	△ 0.1	△ 0.1	1.4
152.1	156.8	11.8	12.0	292.6	△ 2.5	293.7	△ 4.1	276.5	△ 10.5	△ 0.4	△ 0.6	1.8
142.2	147.7	11.2	11.1	276.2	△ 1.6	277.0	△ 2.3	261.5	△ 4.5	△ 0.4	△ 0.5	1.6
155.1	157.2	11.5	11.3	265.8	△ 3.9	269.1	△ 3.5	294.7	7.0	△ 0.4	△ 0.4	1.9
152.5	156.5	11.9	12.0	280.0	△ 1.8	282.2	△ 3.1	273.0	11.3	0.2	0.1	2.2
148.4	154.5	11.4	12.1	282.0	△ 3.9	282.3	△ 4.4	294.6	8.1	0.2	0.0	2.2
150.4	154.7	11.9	12.3	270.0	△ 1.9	272.1	△ 1.8	299.5	5.5	0.0	0.0	2.0
150.0	153.0	12.3	11.4	285.6	△ 0.6	287.2	0.0	302.8	13.4	△ 0.2	△ 0.1	1.3
152.1	154.3	12.3	11.6	273.4	△ 3.8	275.5	△ 3.3	258.8	△ 1.8	△ 0.5	△ 0.3	1.3
150.1	152.5	12.7	12.4	328.1	0.3	331.9	2.3	325.3	1.4	△ 0.2	0.1	0.8
140.9	144.7	12.0	11.5	283.1	△ 2.1	283.9	△ 1.6	281.2	△ 12.2	0.1	0.1	0.3
151.4	153.0	12.3	11.9	267.9	2.7	272.1	4.4	285.4	3.7	0.3	0.1	0.4
152.6	156.0	12.8	12.4	303.8	4.1	303.2	3.6	370.9	24.9	0.5	0.4	0.3
153.6	154.9	12.7	11.8	301.9	3.2	304.7	3.7	293.6	6.2	0.4	0.6	△ 0.4
148.3	151.1	12.1	11.3	287.9	4.3	288.7	4.2	284.7	8.9	0.2	0.2	△ 0.7
154.9	156.8	12.0	11.1	269.8	1.5	271.5	0.9	270.7	△ 8.1	△ 0.2	△ 0.1	△ 1.4
省				総務省						省		日本銀行

の平成22年度については平成17年基準)である。

るが、推計の前提となるサンプル数が少なく、その推計値には誤差があるので、利用に当たっては

～8月分については補完推計値を用いた参考値となっている。

について東北地方で調査票を回収できた地域の結果で補完することにより、全国結果が推計されている。